

障害のある青年・成人の活動に対する支援制度の充実に 関する意見書

我が国が平成26年1月に批准した障害者の権利に関する条約は、第30条において、障害のある人がない人と平等に文化的な生活に参加する権利を認め、レクリエーションやスポーツに参加する機会を確保することなどを求めている。

また、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くための具体的な取り組みを進めることを目的としている。

こうした中、障害のある青年・成人の日常は、職場等での日中活動が終わった後、夕方前に帰宅することが多く、日中活動と家庭以外での文化的活動が十分に行われているとはいえない状況がある。日中活動でも家庭でもない第三の活動の場は、障害のある人が仲間との交流や本人の年齢にふさわしい過ごし方を通して、生きがいを感じたり、仲間や地域とのつながりを形成する場となるものであり、そうした場を持つことで障害者の自立支援が進むことが期待される。

そのためには、幼年期から青年期にわたり一貫性のある取り組みが必要と考える。特に、小中高の学齢期は成長が顕著な時期ゆえに、自立支援につながる仕組みが省庁間の垣根を超えて構築されることが強く望まれる。

また、現在、学齢期には、支援内容の適正化などの課題があるものの放課後等デイサービスの支援が存在する。一方で、高校卒業以降にはこうした行き場がなくなることは家族を含めた当事者にとっては大きな課題であるが、障害のある青年・成人の活動に対する公的な支援は、国の施策として明確な位置づけがない。

よって、国におかれては、障害のある青年・成人の活動に対する支援を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業として位置づけ、十分な予算措置を講ずるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

宛て

横浜市会議長

松本 研